

令和 7 年 9 月 2 6 日
防 衛 省

自衛隊法第 6 5 条の 1 1 第 5 項の規定に基づく自衛隊員の再就職
状況の報告（令和 7 年 4 月 1 日～同年 6 月 3 0 日分）

自衛隊員の再就職状況については、管理職隊員（特別の機関、地方支分部局等を含む本省課長・企画官相当職以上※）が、離職後 2 年以内に再就職した場合等において、その再就職情報（氏名、離職時の官職又は階級、再就職先の名称・地位、防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無等）について、防衛大臣に届出を行うこととされています。

本日、令和 7 年 4 月 1 日から同年 6 月 3 0 日までの間に防衛省において受理した再就職情報について、自衛隊法（昭和 2 9 年法律第 1 6 5 号）第 6 5 条の 1 1 第 5 項の規定に基づき、防衛大臣から内閣に報告を行いましたので、別紙 1 及び別紙 2 により公表します。

※ 自 衛 官：1 等陸佐、1 等海佐又は 1 等空佐以上（ただし、自衛官俸給表の 1 等陸佐、1 等海佐及び 1 等空佐の（三）欄に定める額の俸給の支給を受ける者にあつては、俸給の特別調整額が一種又は二種とされる官職に就いていた者に限る。）

事務官等：行政職俸給表（一） 7 級以上の者又はこれに相当する者（行政職俸給表（一） 7 級及びこれに相当する者にあつては、俸給の特別調整額が一種又は二種とされる官職に就いていた者に限る。）

【連絡先】

防衛省人事教育局人事計画・補任課再就職等監視室
電話：0 3－3 2 6 0－0 8 1 2（直通）

自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく報告の概要

(令和7年4月1日～同年6月30日分)

[届出区分別]

【自衛隊法第65条の11第1項、第3項及び第4項の規定に基づく届出】

府省等名	自衛隊法第65条の11第1項 の規定に基づく届出 (在職中の届出)	自衛隊法第65条の11第3項 の規定に基づく届出 (離職後の事前届出)	自衛隊法第65条の11第4項 の規定に基づく届出 (離職後の事後届出)	合計
防衛省	12	-	43	55

[再就職先区分別]

【自衛隊法第65条の11第1項、第3項及び第4項の規定に基づく届出】

府省等名	再就職先 区分	国又は地方 公共団体の 機関	独立行 政法人	国立大学 法人	特殊法人	認可法人	公益社団法 人又は公益 財団法人	一般社団法 人又は一般 財団法人	学校法人、 社会福祉法 人又は更生 保護法人	その他の非 営利法人	営利法人	自営業	その他	合計
防衛省		14	-	1	-	-	2	3	2	9	22	-	2	55

自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく報告
(令和7年4月1日～同年6月30日分)

別紙2

【1. 自衛隊法第65条の11第1項の規定に基づく届出関連】

番号	氏名	離職時の年齢	官職又は階級	約束前の求職開始日 (注 1)	再就職の約束をした日	約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容 (注 1)			離職日	再就職日 (注 2)	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無 (注 3)	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無 (注 4、 5)	
						官職又は階級	在職期間									職務内容
							自	至								
1	北林 治	57	海上自衛隊第212教育航空隊司令	R7. 1. 28	R7. 5. 13	海上自衛隊第212教育航空隊司令	R7. 1. 28	R7. 6. 1	隊務統括	R7. 6. 1	R7. 6. 2	金沢機械金属団地協同組合	共同施設の設置及び管理、事業用の資材の共同購入、事業資金の貸し付け、協同受電	事務局長	無	有
2	尾畑 典生	57	海上自衛隊下総教育航空群司令	R7. 4. 10	R7. 6. 10	海上自衛隊下総教育航空群司令	R7. 4. 10	R7. 6. 30	隊務統括	R7. 6. 30	R7. 7. 1	明治安田生命保険相互会社	生命保険業	防衛省担当顧問	無	有
3	中田 茂	57	航空自衛隊航空支援集団司令部幕僚長	R7. 3. 27	R7. 5. 13	航空自衛隊航空支援集団司令部幕僚長	R7. 3. 27	R7. 7. 31	司令部内の監督指導及び整理	R7. 7. 31	R7. 8. 1	住商エアロシステム株式会社	航空機・艦船・陸上車両の装備品販売等	営業本部長付	無	有
4	川野 静生	57	陸上自衛隊東部方面混成団副団長	R7. 3. 13	R7. 6. 24	陸上自衛隊東部方面混成団副団長	R7. 3. 13	R7. 8. 1	混成団長の業務及び隊務の統括補佐	R7. 8. 1	R7. 9. 1	全電協株式会社	高圧受変電設備の保安管理業務及び電気工事	保安業務従事者	無	有
5	木内 啓人	57	海上自衛隊小月教育航空群司令	R6. 2. 7	R7. 6. 18	海上自衛隊小月教育航空群司令	R6. 2. 7	R7. 8. 1	隊務統括	R7. 8. 1	R7. 8. 2	一般財団法人防衛弘済会	自衛隊員及び家族等に対する福利厚生及び公益事業	厚生事業室長兼 公益事業室長	無	有
6	佐藤 健	57	陸上自衛隊東部方面航空隊長 兼 立川駐屯地司令	R7. 3. 19	R7. 5. 27	陸上自衛隊東部方面航空隊長 兼 立川駐屯地司令	R7. 3. 19	R7. 8. 1	東部方面航空隊の指揮監督に関する事項及び立川駐屯地の職務総括	R7. 8. 1	R7. 9. 1	川崎重工業株式会社	オートバイ・航空機・鉄道車両等の製造	航空宇宙システムカンパニー岐阜工場基幹職（嘱託）	無	有
7	西田 洋一郎	57	海上自衛隊航空補給処下総支処長	R7. 5. 1	R7. 5. 12	海上自衛隊航空補給処下総支処長	R7. 5. 1	R7. 8. 1	隊務統括	R7. 8. 1	R7. 8. 4	有限会社ニシダファミリー	不動産賃貸業	顧問（嘱託）	無	無
8	野崎 英二	57	陸上自衛隊中部方面混成団長 兼 大津駐屯地司令	R6. 10. 1	R6. 12. 13	陸上自衛隊中部方面混成団長 兼 大津駐屯地司令	R6. 10. 1	R7. 8. 1	団の指揮・統率及び駐屯地の警備・管理等に関する業務	R7. 8. 1	R7. 8. 2	株式会社ユニマットライフ	コーヒー・紅茶・清涼飲料水・食品日用品雑貨の販売等	OCS第7事業部の人事及び営業職	無	有
9	森 敏章	57	航空自衛隊航空総隊司令部情報課長	R7. 5. 16	R7. 6. 3	航空自衛隊航空総隊司令部情報課長	R7. 5. 16	R7. 8. 1	司令部情報課の監督指揮及び整理	R7. 8. 1	R7. 8. 18	株式会社重松製作所	労働安全衛生保護具機器の製造販売等	海外事業部長付主任部員	無	有
10	吉浦 健志	57	陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊長	R7. 1. 22	R7. 4. 10	陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊長	R7. 1. 22	R7. 8. 1	朝霞駐屯地業務隊の業務全般統制	R7. 8. 1	R7. 9. 1	伊藤忠アビエーション株式会社	防衛事業等	顧問（嘱託）	無	有
11	福山 崇	56	海上自衛隊自衛艦隊司令部監察主任幕僚	R7. 4. 6	R7. 6. 19	海上自衛隊自衛艦隊司令部監察主任幕僚	R7. 4. 6	R7. 8. 31	監察業務	R7. 8. 31	R7. 9. 1	株式会社SHIFT	ソフトウェアの品質保証、テスト事業	官公庁コンサルタント	無	無
12	宇田 貞武	60	自衛隊中央病院衛生資材部長	R7. 5. 9	R7. 6. 20	自衛隊中央病院衛生資材部長	R7. 5. 9	R7. 9. 1	衛生資材に関する業務及び薬局運営の指揮監督	R7. 9. 1	R7. 9. 2	国立大学法人鹿児島大学	医業	鹿児島大学病院薬剤師（非常勤職員）	無	無

(注1) 約束前の求職開始日とは、再就職の約束をした日以前の隊員としての在職期間中における以下の①から③までの日のいずれか早い日をいう。
①再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日
②再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日
③再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日
該当する日がなかった場合(自衛隊法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第320号)の施行日(平成30年1月1日)前に約束前の求職開始日があった場合を含む。)には、「約束前の求職開始日」欄に「ー」と記載し、「約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容」欄に、再就職の約束をした日以後の隊員としての在職状況及び職務内容を記載している。
(注2) 「再就職日」には、「再就職予定日」が含まれる。
(注3) 「求職の承認」とは、自衛隊法第65条の3第2項第5号の規定に基づく承認をいう。
(注4) 「防衛大臣の援助」とは、自衛隊法第65条の10第1項の規定に基づき、防衛大臣が行う若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。
(注5) 「官民人材交流センターの援助」とは、自衛隊法第65条の10第2項において準用する国家公務員法(昭和22年法律第120号)第18条の5第1項及び第18条の6(同項に係る部分に限る。)の規定に基づき、官民人材交流センターが行う一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

【 2. 自衛隊法第65条の11第4項の規定に基づく届出関連】

番号	氏名	離職時の年齢	離職時の官職又は階級	離職前の求職 開始日 (注１)	離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び 職務内容（注１）				離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先にお ける地位	求職の承認の 有無（注２）	防衛大臣又は 官民人材交流 センターの援 助の有無（注 ３、４）
					官職又は階級	在職期間		職務内容							
						自	至								
１	嶋本 学	56	陸上自衛隊第15旅団副旅団長 兼 陸上自衛隊那覇駐屯地司令	-	-	-	-	-	R4. 3. 14	R4. 10. 10	一般社団法人日本UAS産業 振興協議会	AMS安全ガイドラインの策定と 管理等	参与	無	無
２	三島 茂徳	61	防衛装備庁防衛技監	-	-	-	-	-	R5. 7. 14	R7. 5. １	一般財団法人防衛技術協会	防衛装備品・防衛技術及び先 進汎用技術に関する調査研究 、防衛技術ジャーナルの発行 並びに講演会、セミナー等の 開催等、防衛省等に対する技 術的協力・支援	顧問（非常勤 ）	無	無
３	竜崎 哲	60	防衛監察本部副監察監	-	-	-	-	-	R5. 7. 14	R7. 6. 25	公益財団法人防衛大学校学 術・教育振興会	防衛大学校の学術・教育に対 する援助・助成	理事（非常勤 ）	無	無
４	小橋 史行	56	防衛研究所戦史研究センター 戦史研究室主任研究官	-	-	-	-	-	R5. 12. 22	R7. 4. 1	防衛省	国家公務	防衛大学校 教授	無	無
５	鈴木 拓哉	57	海上自衛隊東京業務隊付（海 上自衛隊第３護衛隊司令）	-	-	-	-	-	R6. 1. 3	R7. 4. 1	株式会社東洋信号通信社	船舶情報業務	ボートラジオ オペレーター	無	無
６	太田 誠二	60	沖縄防衛局調達部長	-	-	-	-	-	R6. 3. 31	R7. 4. 1	五洋建設株式会社	総合建設業	顧問	無	無
７	村田 稔晃	57	航空自衛隊航空支援集団司令 部総務部長	R6. 5. 24	航空自衛隊航空 支援集団司令部 総務部長	R6. 5. 24	R6. 6. 7	隊務の掌理及び管理監督	R6. 6. 7	R7. 4. 1	明治安田生命保険相互会社	生命保険業	顧問	無	有
８	中野 裕文	58	東北防衛局長	-	-	-	-	-	R6. 7. 19	R7. 4. 1	富国生命保険相互会社	保険業	顧問	無	無
９	三貝 哲	59	防衛省人事教育局長	-	-	-	-	-	R6. 7. 19	R7. 6. 1	防衛省共済組合市ヶ谷会館 所属所	福祉事業等	館長	無	無
10	伊藤 弘	59	海上自衛隊横須賀地方総監	-	-	-	-	-	R6. 8. 2	R7. 5. 21	ジェームズ・フィッシャー ・ジャパン株式会社	エネルギー及び再生可能エネ ルギー、防衛の関連商品及び サービスの提供	シニア・アド バイザー（非 常勤）	無	無
11	梶原 直樹	59	陸上自衛隊東北方面総監	-	-	-	-	-	R6. 8. 2	R7. 4. 1	三菱重工株式会社	航空、宇宙、防衛事業等	顧問	無	無
12	後藤 雅人	59	防衛装備庁長官官房装備官	-	-	-	-	-	R6. 8. 2	R7. 4. 4	合同会社GOTO DSS INTERNATIONAL	防衛・宇宙・安全保障に関す るコンサルティング業	代表社員	無	無
13	坂本 竜児	57	海上自衛隊幹部候補生学校教 育部長 兼 教育部主任教官	-	-	-	-	-	R6. 8. 14	R7. 4. 1	日本飛行機株式会社	航空機・ロケット部分部品の 製造・航空機の修理	無人航空機の インストラク ター（囃託）	無	無

番号	氏名	離職時の年齢	離職時の官職又は階級	離職前の求職 開始日 (注 1)	離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び 職務内容 (注 1)				離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先にお ける地位	求職の承認の 有無 (注 2)	防衛大臣又は 官民人材交流 センターの援 助の有無 (注 3, 4)
					官職又は階級	在職期間		職務内容							
						自	至								
14	本山 勝善	57	海上自衛隊横須賀警備隊司令	-	-	-	-	-	R6. 8. 14	R7. 5. 1	ジャパンマリンユナイテッド株式会社	船舶製造・修理業	ドックマスター (常勤嘱託 職員)	無	無
15	辻 秀樹	57	海上自衛隊東京業務隊付 (海上自衛隊作戦情報隊司令)	R6. 7. 8	①海上自衛隊作戦情報隊司令 ②海上自衛隊東京業務隊付	①R6. 7. 8 ②R6. 8. 1	①R6. 7. 31 ②R6. 8. 18	①隊務統括 ②特に命ぜられた事項	R6. 8. 18	R7. 4. 1	損害保険料率算出機構	自賠責保険の損害調査業務	損害調査業務職員	無	有
16	藤川 章	60	自衛隊中央病院診療科放射線科部長	-	-	-	-	-	R6. 8. 21	R7. 4. 1	学校法人日本医科大学	医業	日本医科大学武蔵小杉病院放射線科嘱託医	無	無
17	小岩 宏志	57	航空自衛隊第4航空団副司令	R6. 7. 22	航空自衛隊第4航空団副司令	R6. 7. 22	R6. 9. 2	隊務の統括管理、監督指導等の補佐	R6. 9. 2	R7. 4. 1	損害保険料率算出機構	自賠責保険の損害調査等	主査	無	有
18	平 剛	57	陸上自衛隊高射学校付 (陸上自衛隊高射学校高射教導隊長)	-	-	-	-	-	R6. 9. 11	R7. 4. 1	四街道市役所	地方公務	危機管理監	無	無
19	榎谷 真一	57	海上自衛隊佐世保地方総監部付 (海上自衛補給艦おうみ艦長)	-	-	-	-	-	R6. 9. 24	R7. 4. 1	鹿屋市役所	地方公務	防災専門官	無	無
20	蛸原 明裕	57	陸上自衛隊中央業務支援隊付 (情報本部)	-	-	-	-	-	R6. 9. 25	R7. 6. 1	個人情報保護委員会	国家公務	参事官補佐	無	無
21	北川 敬三	56	海上自衛隊幹部学校防衛戦略教育研究部長	-	-	-	-	-	R6. 12. 19	R7. 4. 1	学校法人慶應義塾	教育・研究	慶應義塾大学総合政策学部教授	無	無
22	秋本 康雄	58	航空自衛隊第4術科学校長 兼 熊谷基地司令	-	-	-	-	-	R6. 12. 20	R7. 4. 1	富士通株式会社	情報通信機器・システム、ソフトウェア等の製造等	アドバイザー	無	無
23	尾崎 義典	59	情報本部長	-	-	-	-	-	R6. 12. 20	R7. 4. 1	内閣衛星情報センター	情報収集衛星に関すること	所長	無	無
24	鈴木 康彦	59	航空自衛隊航空総隊司令官	-	-	-	-	-	R6. 12. 20	R7. 5. 1	三菱重工株式会社	船舶、発電プラント、環境装置、産業用機械、航空・宇宙機器、エアコン等の製造・販売・エンジニアリング	顧問	無	無
25	中嶋 浩一郎	58	防衛審議官	-	-	-	-	-	R6. 12. 27	R7. 5. 1	青山機工株式会社	建設業	顧問	無	無
26	中嶋 浩一郎	58	防衛審議官	-	-	-	-	-	R6. 12. 27	R7. 5. 1	ザ・テラスホテルズ株式会社	サービス業	顧問	無	無
27	小川 新二	67	防衛監察本部防衛監察監	-	-	-	-	-	R7. 1. 23	R7. 4. 1	上田廣一法律事務所	法律業務	弁護士	無	無

番号	氏名	離職時の年齢	離職時の官職又は階級	離職前の求職開始日 (注 1)	離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容 (注 1)				離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無 (注 2)	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無 (注 3、 4)
					官職又は階級	在職期間		職務内容							
						自	至								
28	小川 新二	67	防衛監察本部防衛監察監	-	-	-	-	-	R7. 1. 23	R7. 6. 25	公益財団法人国際人材協力機構	技能実習生・特定技能外国人等の外国人材の受入促進等	理事長	無	無
29	眞鍋 輝彦	51	陸上自衛隊教育訓練研究本部研究部第2研究室第3研究班長 (派遣海賊対処行動支援隊司令)	R6. 8. 29	陸上自衛隊教育訓練研究本部研究部第2研究室第3研究班長	R6. 8. 29	R7. 3. 16	部隊実験に関する全般統制	R7. 3. 16	R7. 3. 17	アンシス・ジャパン株式会社	ソフトウェアの開発及びトータルソリューションの提供	ビジネス・デベロップメント・エグゼクティブ	無	無
30	荒木 貴志	57	陸上自衛隊教育訓練研究本部教育部統率教育室教官 (陸上自衛隊第6師団第20普通科連隊長)	R6. 11. 21	陸上自衛隊教育訓練研究本部教育部統率教育室教官	R6. 11. 21	R7. 3. 17	AGS学生に対する統率教育	R7. 3. 17	R7. 4. 1	浦安市役所	地方公務	危機管理監	無	有
31	大場 勇	57	陸上自衛隊東部方面混成団長	R6. 12. 13	陸上自衛隊東部方面混成団長	R6. 12. 13	R7. 3. 17	混成団各隷下部隊の業務等を掌握し、混成団の隊務を統括	R7. 3. 17	R7. 4. 1	江東区役所	地方公務	危機管理課長 (一般任期付職員)	無	有
32	佐藤 裕史	56	情報本部計画部長	R6. 10. 30	情報本部計画部長	R6. 10. 30	R7. 3. 17	情報本部に関する業務	R7. 3. 17	R7. 4. 1	仙台市役所	地方公務	危機対策調整担当課長	無	有
33	高根 徳通	57	陸上自衛隊東北方面混成団副団長	R6. 12. 26	陸上自衛隊東北方面混成団副団長	R6. 12. 26	R7. 3. 17	東北方面混成団長の補佐	R7. 3. 17	R7. 4. 1	葛飾区役所	地方公務	地域振興部運用訓練担当課長	無	有
34	長谷部 浩司	57	陸上自衛隊教育訓練研究本部総合企画部総務課長 (陸上自衛隊第11旅団第28普通科連隊長)	R7. 1. 16	陸上自衛隊教育訓練研究本部総合企画部総務課長	R7. 1. 16	R7. 3. 17	教育訓練研究本部の業務実施上の基盤 (総務、人事、庶務等) の総括業務	R7. 3. 17	R7. 4. 1	神奈川県庁	地方公務	くらし安全防災局 主幹	無	有
35	南野 延寿	57	陸上自衛隊西部方面指揮所訓練支援隊長	R6. 11. 1	陸上自衛隊西部方面指揮所訓練支援隊長	R6. 11. 1	R7. 3. 17	西部方面指揮所訓練支援隊の指揮監督	R7. 3. 17	R7. 4. 1	鹿児島県庁	地方公務	危機管理課参事 (特定任期付職員)	無	有
36	川口 雅久	59	自衛隊札幌病院長	-	-	-	-	-	R7. 3. 24	R7. 4. 7	医療法人社団白翔会	医業	所沢白翔会病院顧問・整形外科医師	無	無
37	志津 雅啓	50	航空自衛隊第2航空団基地業務群司令	-	-	-	-	-	R7. 3. 24	R7. 4. 1	トランス・パシフィック・グループ株式会社	コンサルティング、情報分析レポートの提供等	COO	無	無
38	七嶋 剛士	57	自衛隊体育学校長	R6. 6. 23	自衛隊体育学校長	R6. 6. 23	R7. 3. 24	学校の校務を掌理	R7. 3. 24	R7. 4. 1	品川区役所	地方公務	災害対策担当部長 兼 危機管理担当部長	無	無
39	有賀 誠	65	防衛大学校人文社会科学群公共政策学科教授 (防衛大学校総合情報図書館長)	R7. 3. 14	防衛大学校人文社会科学群公共政策学科教授	R7. 3. 14	R7. 3. 31	教育、研究	R7. 3. 31	R7. 4. 1	政策研究フォーラム	研究委員会による研究活動、シンポジウムの公開等	常務理事	無	無
40	玉城 盛勝	58	航空自衛隊航空総隊司令部医務官	R6. 10. 24	航空自衛隊航空総隊司令部医務官	R6. 10. 24	R7. 3. 31	医務官業務	R7. 3. 31	R7. 4. 1	防衛省	国家公務	防衛大学校における歯科技官	無	無
41	中筋 賢二	61	防衛省大臣官房秘書課付 (沖縄防衛局管理部長)	-	-	-	-	-	R7. 3. 31	R7. 5. 1	駐留軍要員健康保険組合	健康保険業務	事務センター事業グループ長	無	無

番号	氏名	離職時の年齢	離職時の官職又は階級	離職前の求職開始日 （注 1）	離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容（注 1）				離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無（注 2）	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無（注 3、 4）
					官職又は階級	在職期間		職務内容							
						自	至								
42	宮原 伸行	60	海上自衛隊警務隊司令	R6. 12. 2	海上自衛隊警務隊司令	R6. 12. 2	R7. 4. 10	隊務統括	R7. 4. 10	R7. 4. 12	消費者庁	国家公務	消費者安全課事故調査室課長補佐	無	無
43	鎌田 寛	46	陸上自衛隊陸上幕僚監部人事教育部付（内閣官房国家安全保障局企画官）	-	-	-	-	-	R7. 4. 24	R7. 6. 10	塚本商事機械株式会社	建材や産業機械等の販売、ビルメンテナンス、人材派遣等	取締役	無	無

（注１）離職前の求職開始日とは、隊員としての在職期間中における以下の①から③までの日のいずれか早い日をいう。
①再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日
②再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日
③再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日
該当する日がなかった場合（自衛隊法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第320号）の施行日（平成30年１月１日）前に離職前の求職開始日があった場合を含む。）には、「離職前の求職開始日」欄及び「離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容」欄に、「－」と記載している。

（注２）「求職の承認」とは、自衛隊法第65条の３第２項第５号の規定に基づく承認をいう。

（注３）「防衛大臣の援助」とは、自衛隊法第65条の10第１項の規定に基づき、防衛大臣が行う若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

（注４）「官民人材交流センターの援助」とは、自衛隊法第65条の10第２項において準用する国家公務員法第18条の５第１項及び第18条の６（同項に係る部分に限る。）の規定に基づき、官民人材交流センターが行う一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

(参考)

○ 自衛隊法（昭和29年法律第165号）（抄）

（防衛大臣への届出等）

第六十五条の十一 隊員（退職手当通算予定隊員を除く。）は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、防衛省令で定めるところにより、任命権者が防衛大臣であるときは防衛大臣に、任命権者が防衛大臣以外の者であるときは当該任命権者を通じて防衛大臣に、政令で定める事項を届け出なければならない。

2 （略）

3 管理又は監督の地位にある隊員の官職として政令で定めるものに就いている隊員（以下「管理職隊員」という。）であつた者（退職手当通算離職者を除く。次項において同じ。）は、離職後二年間、次に掲げる法人の役員その他の地位であつて政令で定めるものに就こうとする場合（第一項の規定による届出をした場合を除く。）には、あらかじめ、防衛省令で定めるところにより、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

一 行政執行法人以外の独立行政法人

二 特殊法人（法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（独立行政法人に該当するものを除く。）のうち政令で定めるものをいう。）

三 認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち政令で定めるものをいう。）

四 公益社団法人又は公益財団法人（国と特に密接な関係があるものとして政令で定めるものに限る。）

4 管理職隊員であつた者は、離職後二年間、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業（前項第二号及び第三号に掲げる法人を除く。）の地位に就いた場合は、第一項又は前項の規定による届出を行つた場合、日々雇入れられる者となつた場合その他政令で定める場合を除き、防衛省令で定めるところにより、速やかに、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

5 防衛大臣は、第一項及び前二項の規定による届出（第一項の規定による届出にあつては、管理職隊員がしたものに限る。）を受けた事項について、遅滞なく、政令で定めるところにより、内閣に報告しなければならない。

6 内閣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、政令で定める事項を公表するものとする。